

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年12月13日)

〔件 名〕

- 1 東部広域行政管理組合の可燃物処理施設に係る環境影響評価書に対する通知について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について
(環境立県推進課)・・・3
- 3 「少年の健全育成のための有害環境対策に関する覚書」の締結について
(くらしの安心推進課)・・・4
- 4 年末相談窓口の開設について
(住宅政策課)・・・5

生活環境部

東部広域行政管理組合の可燃物処理施設に係る環境影響評価書に対する通知について

平成25年12月13日
環境立県推進課

鳥取県東部広域行政管理組合が、鳥取市河原町山手ほかで計画中の可燃物処理施設整備事業に関する環境影響評価書に対して、環境影響評価審査会の意見等を踏まえ、環境影響評価条例第24条第2項に基づき、11月29日付けで事業者に対して通知した。

今後、条例の規定に基づき、事業者は評価書を作成した旨を公告するとともに、関係地域内での縦覧及びインターネットによる公表を行うこととなる。

1 通知概要（全文は別紙のとおり）

- (1) 提出された評価書については、環境保全の見地からの修正の必要は認められない
- (2) ただし、施設の処理方式等が未決定なので、決定後の比較検証結果を厳正に確認するために、今後も条例の規定と同等の手続きを実施するので、検証結果が取りまとめ次第報告すること
- (3) 下記の内容について実施すること
 - ア 環境保全の見地からの住民意見は真摯に受け止め、十分な説明及び誠意ある対応を行うこと
 - イ 事業全般にわたり、環境負荷がより一層低減されるよう事業を実施すること
 - ウ 事業計画の進捗の節目ごとに環境影響の変化の報告や必要な手続を実施すること
 - エ 処理方式等決定後の比較検証結果に対し、追加の環境保全措置を求めた場合は実施すること
 - オ 事後調査の確実な実施と必要な環境保全措置等を講じること

2 事業概要

事業名称：鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）

事業者：鳥取県東部広域行政管理組合 管理者 竹内功（鳥取市長）／鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町の1市4町で構成される一部事務組合

施設：可燃物処理施設（一般廃棄物焼却施設）（処理能力：270 t／日）

設置場所：鳥取市河原町山手ほか

3 手続の経過

平成21年 9月 1日：方法書の公告・縦覧（アセス手続の開始）

平成22年 1月20日：方法書に対する知事意見

平成24年 3月30日：準備書の提出

10月31日：準備書に対する知事意見

平成25年 1月21日：評価書の提出

（この間に知事意見を3回送付。事業者はそのつど補正）

10月30日：補正（3回目）された評価書の提出

11月29日：条例第24条第2項通知

鳥取県環境影響評価条例（抜粋）

（評価書の確認等）

第24条 知事は、前条第3項の規定による送付又は通知を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、再度意見を書面により述べることができる。

2 知事は、前項の規定による意見を述べる必要がないと認めるときは、事業者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3～4 （略）

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響評価書に対する環境影響評価条例第24条第2項に基づく通知について（通知）

平成25年10月30日付発生環第495号で提出された環境影響評価書（以下「評価書」という。）については、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）第24条第2項の規定に基づき、環境保全の見地からの修正の必要が認められないことを通知します。

ただし、施設の処理方式等の詳細が未決定であることから、処理方式決定後の比較検証結果を厳正に確認するために、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くなど、今後も条例の規定と同等の手続を実施するので、検証結果が取りまとめ次第報告してください。

また、下記の内容についても適切に実施することとしてください。

記

- 1 環境保全の見地からの住民意見については真摯に受け止め、十分な説明及び誠意ある対応を行うこと。
また、本通知は、評価書に記載された周辺住民等に対する説明や情報公開、及び処理方式等決定後の比較検証などの実施を前提としており、これらの各種手続について、その方針を周辺住民等に対し周知徹底を図るとともに、確実に実施すること。
- 2 土地造成から施設供用までの事業全般にわたり、環境負荷がより一層低減されるような事業計画としたうえで、その計画に基づき事業を実施すること。
- 3 事業計画の進捗の節目ごとに、事業計画の変更の有無及び環境影響の変化の見込みを報告すること。
また、事業内容を変更するときで、環境影響評価その他の手続の再実施又は変更届出書の提出が必要となる場合は、確実に実施すること。
- 4 処理方式等の詳細決定後の比較検証結果に対して、追加の環境保全措置等を求めた場合には、確実に実施すること。
- 5 環境影響に係る予測には不確実性が伴うことから、評価書に記載した事後調査は確実に実施することとし、その結果を踏まえて必要な環境保全措置等を講じるよう求めた場合には、これについても確実に実施すること。

緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について

平成25年12月13日

環境立県推進課

1 緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとした事業費

(9月11日から11月30日までに追加実施を決定した事業) 12,900千円

2 追加実施事業の内訳

事業名	本年度予算額	雇用創出人数 (延べ)	①月額給料	事業内容
	うち新規雇用人件費		②雇用期間(予定) ③被雇用者の要件	
とっとりCO2 ダイエット作戦 フォローアップ 事業	1,636千円 (818千円)	1人	①162千円 ②H25年12月 ~H26年3月 ③営業経験があり環 境意識高く、パソ コンの基本操作が 可能で自動車普通 運転免許を有して いる方	[重点分野雇用創出事業] 協賛店舗のフォローアップを中心に事 業展開を図り、協賛店舗の要望や意見のと りまとめや啓発業務、HPの管理等を充実し、 協賛店舗の協力の元でCO2削減の機運を高 める。
とっとり次世代 エネルギーパー ク中核施設整備 事業	11,264千円 (6,100千円)	4人	① [コーディネーター・ 1名] 210千円(上限) [ガイド・3名] 191千円(上限) ②H25年10月 ~H26年3月 ③委託先事業者の事 業内容に応じて設 定	[起業支援型地域雇用創出事業] 県内各所に多数導入されている再生可能 エネルギー施設やその関連施設をネット ワーク化し、県域全体を一つのエネルギー パークとして位置づける「とっとり次世代 エネルギーパーク」の中核施設とするため、 大規模太陽光発電所ソフトバンク鳥取米子 ソーラーパーク(米子市崎津地内)のガイ ダンス施設「とっとり自然環境館」におい て、エネルギーパークガイドの人材育成及 び環境情報発信拠点の整備を行う。
合計	12,900千円 (6,918千円)	5人		

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

「少年の健全育成のための有害環境対策に関する覚書」の締結について

平成25年12月13日
青少年・家庭課
くらしの安心推進課
教育総務課
警察本部
(生活安全部少年課)

少年の健全育成を図るため、福祉保健部、生活環境部、教育委員会、県警及び関係事業者・団体が連携して有害環境対策に取り組むことを内容とした覚書を12月9日(月)に締結しましたので、報告します。

1 背景・目的

鳥取県では、青少年健全育成条例を制定し、有害図書類の指定、フィルタリング設定の徹底、青少年の深夜外出の制限等、青少年を有害情報や犯罪被害から守る取組を行っているところである。しかしながら、最近の有害情報の蔓延、深夜営業を行う店舗の増加等の状況から、行政による働きかけだけでなく、関係事業者・団体と協力しての取組が今後一層重要と考えられることから、覚書を締結し、行政と民間事業者が緊密に連携した取組を推進しようとするもの。

2 覚書を締結した機関、事業者・団体

鳥取県福祉保健部、鳥取県生活環境部、鳥取県教育委員会、鳥取県警察本部生活安全部、青少年育成鳥取県民会議、鳥取県カラオケボックス協会、鳥取県アミューズメント施設営業者協会、鳥取県飲食生活衛生同業組合、鳥取県コンビニエンスストア等防犯協議会、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社の12の機関、事業者・団体

3 覚書による具体的な活動

①有害情報の遮断

- ・関係事業者による有害図書類(雑誌、DVD、ゲーム等)の区分陳列等による視聴や閲覧の防止の徹底
- ・行政と関係事業者・団体の連携によるフィルタリングの普及啓発の推進

②善良な風俗環境の保持

- ・行政と関係事業者・団体合同による巡回活動(飲酒・喫煙者や深夜外出者への声かけ等)
- ・関係事業者(コンビニエンスストア、ゲームセンター、飲食店事業者等)による少年の飲酒・喫煙者や深夜外出者等に対する積極的な声かけ等

③広報、啓発

- ・行政と関係事業者・団体が連携した有害環境対策についての街頭啓発活動の実施
- ・行政と関係事業者・団体が連携した有害情報の危険性についての講習会、講演会等の開催

④健全育成の環境整備

- ・少年に悪影響を及ぼす環境の対策



(覚書の調印式の状況)

4 今後の取組

その他の関係団体についても、覚書の締結について呼び掛け、連携を広めていく。

年末相談窓口の開設について

平成25年12月13日
 福祉保健課
 くらしの安心局住宅政策課
 雇用人材総室労働政策室
 " 就業支援室
 経済産業総室経営支援室

会社を離職された方、求職中の方、生活に困窮されている方、資金繰りでお悩みの中小企業の方などを対象に、年末相談窓口を開設する。

1 期 日

平成25年12月28日(土)・29日(日) 8:30~17:15

2 場所及び相談内容

場 所	相談内容
○鳥取市役所駅南庁舎 (鳥取市、鳥取県社会福祉協議会、パーソナルサポートセンター(※)と共同で実施) ○中部総合事務所 ○西部総合事務所 (鳥取県社会福祉協議会と共同で実施)	○求職中の方 職業に関する相談(技術人材バンクの登録相談を含む)
	○生活に困窮している方 生活福祉資金貸付等の相談、生活保護の相談
	○お住まいにお困りの方 公営住宅の入居相談・情報提供
	○資金繰りでお悩みの中小企業の方 中小企業向け制度融資の案内

(※) 鳥取県社会福祉協議会が県から委託を受けて、東部圏域を対象地域として本年11月25日に開設。就職、債務、生活費等生活困窮者の相談を受け、各市町や市町社協と連携をしながら個別支援を実施。

3 その他

国による「中小企業・小規模事業者のためのワンストップ年末特別相談会」との共同開催に向けて12月下旬を目途に期日、場所及び相談内容について調整中。

【参考】昨年度までの実施状況(相談件数)

	H20	H21	H22	H23	H24(相談者数14人)						
					職業	生活福祉 資金等	生活 保護	住宅	制度 融資	その他	計
県庁	12	26	18	22	3	1	2	2	0	1	9
中部総合 事務所	4	2	1	10	0	1	1	0	0	0	2
西部総合 事務所	5	24	7	10	0	2	0	4	2	0	8
計	21	52	26	42	3	4	3	6	2	1	19

